



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(21)

目 次

訓 令

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	(総 務 課) ... 1
山形県公印規程の一部を改正する訓令.....	(同) ... 2

訓 令

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「課」を「課(女性青少年政策室を含む。以下同じ。)」に、「農業試験場の支場」を「農業総合研究センターの試験場及びその支場」に改め、同条第2項中「課長が」を「課長(女性青少年政策室長を含む。以下同じ。)」が」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中	人事課	人	を
	新行政財政システム推進課	新行財	

改革推進課 人事課	改 革	に、	消防防災課	消	を
	人				

総合防災課	総 防	に、	環境保護課	環 保	を
-------	-----	----	-------	-----	---

環境保護課 女性青少年政策室	環 保 女 青	に、	商業振興課	商 振	を
-------------------	------------	----	-------	-----	---

商業経済交流課	商 経	に改め、同表2出先機関の項の表中
---------	-----	------------------

山形県立農業試験場	農 試	を	山形県農業総合研究センター	農 研	に、
山形県立農業試験場庄内支場	農試庄		山形県農業総合研究センター	農研生	
山形県立砂丘地農業試験場	砂 試		農業生産技術試験場		
山形県立園芸試験場	園 試		山形県農業総合研究センター	農研庄	
山形県立養豚試験場	養豚試		農業生産技術試験場庄内支場		
山形県農業研究研修センター	農研セ		山形県農業総合研究センター	農研畜	
山形県立農業大学校	農 大		畜産試験場		

村山農業改良普及センター	村改	山形県農業総合研究センター	農研養豚
最上農業改良普及センター	最改	畜産試験場養豚支場	
置賜農業改良普及センター	置改	山形県立農業大学校	農大
庄内農業改良普及センター	庄改		

「産業経済総務課 村総産総」を「産業企画課 村総産企」に、

「農業普及課 村総農普」を「農業技術普及課 農業技術普及課産地研究室 村総農普 村総産研」に、

「西村山農業普及課」を「西村山農業技術普及課」に、「北村山農業普及課」を「北村山農業技術普及課」に、

「産業経済総務課 最総産総」を「産業企画課 最総産企」に、

「農業普及課 最総農普」を「農業技術普及課 農業技術普及課産地研究室 最総農普 最総産研」に、

「産業経済総務課 置総産総」を「産業企画課 置総産企」に、

「農業普及課 産地研究課 農業技術センター 置総農普 置総産研 置総農技」を「農業技術普及課 農業技術普及課産地研究室 置総農普 置総産研」に、

「西置賜農業普及課」を「西置賜農業技術普及課」に、

「産業経済総務課 庄総産総」を「産業企画課 庄総産企」に、

「農業普及課 酒田農業普及課 庄総農普 庄総酒普」を「農業技術普及課 農業技術普及課産地研究室 酒田農業技術普及課 庄総農普 庄総産研 庄総酒普」に改

める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「本庁の課長」を「本庁の課長（女性青少年政策室長を含む。）」に改める。

別表1(1)庁印の項中

産業政策課長

各総合支庁産業経済部農業普及課長並びに村山総合支庁産業経済部の西村山農業普及課長及び北村山農業普及課長並びに置賜総合支庁産業経済部西置賜農業普及課長

を

商工労働観光部産業政策課長

各総合支庁産業経済部農業技術普及課長、村山総合支庁産業経済部の西村山農業技術普及課長及び北村山農業技術普及課長並びに置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課長

に、

「
山形県農業研究研修
センター印
山形県立養豚試験場
印
」を「
山形県農業総合研究
センター畜産試験場
印
山形県農業総合研究
センター畜産試験場
養豚支場印
」に、「
農業研究研修セン
ター総長
養豚試験場長
」を

「
農業総合研究セン
ター畜産試験場長
農業総合研究セン
ター畜産試験場養豚
支場長
」に改め、同表(2)職印の項1の3の項中「
」を

「
"
」に改め、同表(2)職印の項中「
総務部危機管理室消
防防災課長
」を「
総務部危機管理室総
合防災課長
」に、

「
納入の通知
」を「
納入の通知用
」に、「
産業政策課長
」を

「
商工労働観光部産業
政策課長
」に改め、同表(2)職印の項41の項中「
山形県各局長印
」を

「
山形県出納局長印
」に改め、同表(2)職印の項46の項中「北村山総務課長並びに」を「北村山総務課長、」に、

「産業経済部家畜保健衛生課長及び」を「産業経済部の農業技術普及課産地研究室長及び家畜保健衛生課長並びに」に改め、同表(2)職印の項47の項中「産業経済部農村整備課長及び」を「産業経済部の農業技術普及課産地研究室長及び農村整備課長並びに」に改め、同表(2)職印の項47の2の項中「並びに保健福祉環境部保健企画課長並びに」を「保健福祉環境部保健企画課長、」に、「農業普及課長、産地研究課長」を「農業技術普及課長、農業技術普及課産地研究室長」に改め、同表(2)職印の項47の3の項中「並びに産業経済部の農業普及課長、酒田農業普及課長」を「産業経済部の農業技術普及課長、農業技術普及課産地研究室長、酒田農業技術普及課長」に改め、同表(2)職印の項中48の3の項を削り、48の4の項を48の3の項とし、48の5の項から48の7の項までを1項ずつ繰り上げ、48の8の項を削り、同表(2)職印の項49の項中「各総合支庁総務企画部総務課長」を「各総合支庁の総務企画部総務課長及び産業経済部農業技術普及課産地研究室長」に、「農業普及課長、産地研究課長」を「農業技術普及課長」に、「農業普及課長、酒田農業普及課長」を「農業技術普及課長、酒田農業技術普及課長」に改め、同表(2)職印の項50

の項中「
庄内総合支庁所属各
事務所
」を「
庄内総合支庁所属各
事務所長
」に改め、同表(2)職印の項55の2の項中「農業普及

課長、産地研究課長」を「農業技術普及課長、農業技術普及課産地研究室長」に、「農業普及課長、酒田農業普及課長」を「農業技術普及課長、農業技術普及課産地研究室長、酒田農業技術普及課長」に改め、同表(2)職印の項56の項中「総務企画部総務課長及び置賜総合支庁産業経済部産地研究課出納員」を「総務企画部総務課長、置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課にあつては同課の出納員及び同課産地研究室の出納員、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課にあつては同課の出納員及び同課産地研究室の出納員」に改め、同表(2)職印の項60の項中「並びに村山総合支庁総務企画部」を「村山総合支庁総務企画部」に、「北村山総務課長」を「北村山総務課長並びに産業経済部農業技術普及課産地研究室長、最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室長」に改め、同表(2)職印の項61の項中「各総務福祉部総務課長並びに」を「各総務企画部総務課長、」に改め、同表(2)職印の項63の項中「各総合支庁総務企画部税務課長並びに」を「各総合支庁総務企画部税務課長、」に改め、同表(2)職印の項

64の項中「
自動車税事務所税務
専門員
」を「
自動車税事務所次長
」に改める。

別表2(1)庁印の項中

13
山形県 農業研究 研修センター 印

を

14
山形県立 養豚試験 場印

を

13
山形県 畜産試験 場印

を

14
山形県 畜産試験 場養豚支 場印

に改め、同

表(2)職印の項中

41
山形県 何々 局長印

を

41
山形県 出納局 長印

に、

48の3
山形県 何農業改良普 及センター所 長印

を

48の4
山形県病 害虫防除 所長印

を

48の5.48の6.48の7
山形県 総合支庁 長印

を

48の8
山形県置賜 総合支庁 産業経済部 農業技術一 等センター 所長印

48の3
山形県病 害虫防除 所長印

を

48の4.48の5.48の6
山形県 総合支庁 長印

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。